

高 第 1011 号の 29
令和 3 年 1 月 13 日

各高齢者福祉施設長
様
各介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条の規定に基づく緊急事態宣言の
発令に伴って実施する緊急事態措置について（令和 3 年 1 月 13 日）

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、日頃より、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、本日（13 日）、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、2 月 7 日までを期間とする「緊急事態宣言」が発令されました。これを受け、本県としては、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る対処方針」を改定し、各高齢者福祉施設及び介護サービス事業者の皆様に、事業の実施に関して以下のとおり要請いたしますので、本対応について、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

また、今般、県内で多数の新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していること等に伴い、状況によっては入所施設等の利用者が感染した場合であっても、利用者の症状等に応じて施設内で待機していただくケースや、在宅で通所系・訪問系の介護サービスを利用している独居等の高齢者の方が感染した場合であっても同様に在宅で待機していただくケースが生じています。各高齢者福祉施設、介護サービス事業所等におかれましては、このようなケースが生じた際には、保健所や居宅介護支援事業所等とも相談いただきながら、引き続き、利用者の状況等に応じた介護サービスの継続等の対応をいただきますようお願いいたします。

なお、その際には、初動対応としての感染管理認定看護師や感染制御を専門とする医師等の派遣・指導、必要な衛生資材の配布等の支援を活用することが可能ですので、御了知の上、必要に応じた活用の御検討をいただければ幸いです【活用可能な支援制度は別添 1 参照】。

記

1. 全ての高齢者福祉施設及び介護サービス事業所における感染経路の遮断及び感染防止対策（注）を厳重に徹底しつつ事業を継続し、支援を必要とする利用者やその家族の生活を維持する観点から、必要な介護サービスの提供を継続していただきたいこと。

(注)「三つの密」(密閉・密集・密接)の回避、マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底、換気の徹底、複数の従事者が共有するもの(パソコン、エレベーターのボタン 等)の定期的な消毒、食堂等でマスクを外して飲食する場合の他の従事者との一定の距離の確保、日々の体調管理と体調が悪い時の自宅待機の徹底など、これまでの国や県の事務連絡等に基づく感染経路の遮断及び感染防止対策。

(参考)介護サービス事業所によるサービス継続については、「介護サービス事業所によるサービス継続について(その2)」(令和3年1月7日厚生労働省事務連絡)を参照の上、人員基準や介護報酬等を活用した柔軟なサービス提供が可能であること等、様々な支援がある点に改めて御留意ください(参照:別添2)

2. 今般、全県民に不要不急の外出自粛等の要請を行っておりますが、特に、全ての高齢者福祉施設及び介護サービス事業所におかれても、施設等の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して、不要不急の外出の自粛(緊急事態宣言対象地域をはじめリスクのある場所への出入りの自粛、特に20時以降の徹底した不要不急の外出の自粛)等、日常の生活を含めた感染拡大防止のための取組を改めて徹底していただきたいこと。

(注)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和3年1月12日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)」では、「不要不急の外出」に関して、医療機関への通院、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とされている点に御留意ください。

3. 入所施設等での面会等に関して、面会者からの感染を防ぐため、オンライン面会等を活用し、直接面会については緊急の場合を除き中止いただきたいこと。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。

また、入所施設等の利用者の方の中には、家族との外出による食事や家族のもとへの外泊を行う場合もあると考えられますが、本対処方針を踏まえ、原則、利用者の外泊・外出の自粛をいただきたいこと。

(参考)新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針(令和3年1月12日改定)抄(下線部が変更点)

4 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

○高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用、換気の徹底)及び感染防止対策を厳重に徹底した上で事業実施を要請する。

○各施設団体からも注意喚起を行うとともに、県は「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用するとともに、施設の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等の徹底を要請する。

○また、感染管理認定看護師等の派遣等による感染症対策研修を実施する。

○職員の日々の健康管理(体温測定、発熱した場合の出勤停止)を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。

○事業所は、上記注意事項について自己点検するとともに、必要に応じて健康福祉事務所が

指導を行う。

- 面会者からの感染を防ぐため、自宅と施設間でのオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止することを要請する。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底する。
- 原則、利用者の外泊、外出の自粛を要請する。
- 今後は、高齢者施設、障害者施設等において、概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- 高齢者、障害者等の施設において、新型コロナウイルス患者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、新型コロナウイルス感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。

高齢政策課介護基盤整備班

電話（代表）：078-341-7711

通所系、訪問系：3107、2944、2945、2733

施設系 : 2950、2951、2943

e-mail : koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp